様式第７１号

法人市民税　　　　　　通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

御中

　理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　酒田市長

次のとおり法人市民税を 　　しましたので通知いたします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理番号 |  | | 事業年度 | 年　　月　　日　～ 　　　　年　　月　　日 | |
| 摘 　　　　要 | | | | 分 | 前 回 の 申 告 |
| 課税標準となる法人税額 | | | |  |  |
| 分　割　基　準　数 | | | | ／ | ／ |
| 課　税　標　準　額 | | | |  |  |
| 税 率 | | | | ／　１００ | ／　１００ |
| 法　人　税　割　額 | | | |  |  |
| 市町村民税の特定寄附金税額控除額 | | | |  |  |
| 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は  個別控除対象所得税額等相当額の控除額 | | | |  |  |
| 外国の法人税等の額の控除額等 | | | |  |  |
| 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 | | | |  |  |
| 差引法人税割額 | | | |  |  |
| 既に納付の確定した当期分の法人税割額 | | | |  |  |
| 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 | | | |  |  |
| 納付すべき法人税割額 | | | |  |  |
| 均　等　割　月　数 | | | |  |  |
| 均等割額 | | | |  |  |
| 既に納付の確定した当期分の均等割額 | | | |  |  |
| 納付すべき均等割額 | | | |  |  |
| 差　引　税　額 | | | |  |  |
| 市町村民税額のうち見込納付額 | | | |  |  |
| 納付すべき当期分の市町村民税額 | | | |  |  |
|  | | | | 還付税額 | 円 |
| 指定納期限 | | 年　 月　 日 | | 納付すべき税額 | 円 |
| １　この更正・決定に基づく不足税額については、この通知書に基づく納期限までに酒田市指定（指定代理・収納代理）金融機関、郵便局又は酒田市役所へ別添納付書によって納めてください。  ２　不足税額については、法定の申告納付期限の翌日から納付の日までの期間（地方税法第321条の12第3項の規定によって控除される期間を除く）の日数に応じ、不足税額に年14.6％（法定の申告納付期限の翌日からこの通知書に基づく納期限までの期間又はこの通知書に基づく納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3％）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1％の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6％の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合とし、年7.3％の割合にあっては、当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を納付しなければなりません。  延滞金を計算する場合、不足税額に1,000円未満の端数があるとき、または不足税額が2,000円未満であるときは、その端数金額、又はその全額を切り捨てます。なお、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。  また、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。  ３　この更正・決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この更正・決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお処分の取消しの訴えは、前記の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 | | | | | |